

沖縄の教育委員会制度をめぐる歴史的動態

— 教育税制度の創設と制度運用をめぐる諸問題の検討 —

嘉 納 英 明

I. 問題設定

敗戦後、米国の直接統治下におかれた沖縄は、日本本土とは異なる独自の戦後史を刻み込んできた。当然、沖縄の教育行政制度の形態並びに機能においても、本土のそれと比較してきわめてユニークな特徴を有するとともに、その歩みにおいても教育法制度の民主化の軌跡が看取できるなど、実に興味深い。特に強大な米民政府権力と格闘し民衆の手により創出された公選制教育委員会制度は、1958年の教育四法（教育基本法、学校教育法、教育委員会法、社会教育法）体制の一角を担う教育委員会法（以下、「沖縄教委法」と略記）の成立により、より民主化された教育法制度として生まれ変わり、教育行政の地方分権化、教育の民衆統制、教育行政の一般行政からの分離独立という教育行政制度の三大理念を法制上保障しようとした点で沖縄の教育行政制度史上画期的な位置を占めた。

沖縄の教育委員の公選制は、1952年の琉球教育法（米民政府布令第66号）により地方教育区教育委員は住民による直接選挙とされていたが、上部機関たる中央教育委員は行政主席による任命方式であった。それが、沖縄教委法の成立により中央教育委員は、区教育委員の選挙による選出となり、地方の教育行政のみならず中央においても住民の教育意思を反映させるルート（教育行政への住民参加制度）が確立した点で同法成立の教育的意義は大きなものがあった。しかも、ここで看過してはならないことは、この教育民立法運動は沖縄戦終結以来の米民政府権力の発する教育布令の否定であり、また教育の民主化運動に対する沖縄の民衆のエネルギーが結実した成果として位置づけられ、祖国復帰

運動の一潮流を形成する重要な教育運動であった。

ところで沖縄の教育行政制度を特徴づけたのは、先述した教育行政への民意の法的ルートの確立であり、他方では教育財政制度の独立を志向した教育税制度の創設にみられた。教育税制度は、日本本土においては実際に現実化することはなかったが、沖縄ではすでに戦後初期において軍財政部から同制度の確立が勧められ⁽¹⁾、その後、米民政府主導で制度化された経過があり興味深いものがある。しかしながら、教育税制度は、教育委員会の財政的基盤を確保し教育財政の一般財政からの相対的独立を図ることをねらいとしていたが、同制度の構想が具体化されるにしがたい、各界からの批判的検討が加えられるなどの厳しい出発であった。

本稿では、これまでの論稿において十分論じきれなかった沖縄の教育税制度の創設から廃止に至るまでの歴史的経過を詳述することで、沖縄における教育財政制度成立の一側面を浮き彫りにし、加えて、教育税制度の運用をめぐる諸問題の検討を通して、沖縄の教育財政史における教育税の歴史的意味を明らかにしようとするものである⁽²⁾。

II. 琉球教育法と教育税制度の創設

沖縄の教育委員会制度は、1949年12月の「教育委員会規定」の制定により、地区教育委員会の設置（沖縄全島十地区）と志喜屋孝信知事任命の教育長の配置から始まった。知事は、教育長の任命式の訓辞の中で「この制度は中央集権から地方分権へと民主主義の線にそって改革せられたのであり沖縄教育制度の上に一時期を劃

するもの⁽³⁾」であると述べたが、任命制の教育長制度に象徴されるように教育行政の地方分権化の観点からいえば不徹底なものでしかなかった。翌年11月、沖縄群島政府文教局長に就任した屋良朝苗は、日本本土の教育基本法に準じた一連の法規の立法化をめざし、その意向を文教局の諮問機関である文教審議委員会（委員長一当間重剛）に諮問した。同委員会の第1回目の会議（1951年3月）では、中央教育委員会の早期設置が全会一致となり、また沖縄の特殊事情を勘案した法規の立法化を望むなど⁽⁴⁾、教育行政制度における民主化促進を訴える具体的な動きがみられた。特に全琉教育行政のあり方について検討が加えられたのは、第6回文教審議委員会（12月1日）においてであり、その中で教育税についても議論されたが、結論は得られず⁽⁵⁾、最終的な決定は、同月12日の全琉文教部長懇談会まで待たなければならなかった。同懇談会では、文教局の組織機構のあり方、俸給問題、教科書代などの重要案件が討議され、教育財政については、「琉球の現状として、独立した税源を持つことは不可能だから中央政府の予算の中から各地区に交付する⁽⁶⁾」ことが確認された。

一方、琉球政府の設立を間近に控え、教育行政制度の基本となる教育関係法規の立案に着手した米民政府のマコーミック教育部長は、文教局—文教審議委員会の意向を反映した政策を具体化したのではなく、①中央教育委員の任命制、②市町村設置の公選制教育委員会、③教育税の徴収の三つを骨子とした琉球教育法の草案を各群島政府文教部長に提示したのであった。米民政府作成の琉球教育法草案に対して各群島文教部長は、厳しい見解を示したが⁽⁷⁾、なかでも同法により規定された教育税制度の導入には時期尚早論が主流を占めた。教育税制度の創設については、先の文教部長懇談会で否定されたにもかかわらず、琉球教育法案の中で構想されていたため、屋良は再度、教育税導入反対の理由を明確にしなければならなかった。すなわち、屋良が主張したのは、教育税の制度は理想的には望ましいことではあるとしたうえで、「住民の理解もないままに教育税を徴収したのでは必ず

反発が起こり、結局徴収実績にひびいてくる」こと、またそのことが「教育委員会制度そのものに不信をいだかせ、教育財政を不健全なものにし、教育の現場がいちばん困ることになる」からだとした⁽⁸⁾。また文教部主催の各界代表者の公聴会の席では、大多数の市町村長が教育税については反対表明をしたが、教育関係者の中には戦前の教員俸給遅払い、不渡りなどの経験から教育税の創設による自主独立の教育財政の確立には賛成の声が上がるなど、教育税制度の実施をめぐる見解には混乱と対立がみられた⁽⁹⁾。以上の教育税に関する民側の意見に対して、マコーミック部長は、教育財政の独立なくしては教育行政の独立は期せられないため教育税は必要であると説き、同法は、「立法院において正式に民意に沿って立法化されるまでの暫定的なもの」であるという理由により、民側の意見が十分反映されることなく押し切れられ、1952年2月28日、布令第66号として公布されるに至った⁽¹⁰⁾。

ここで布令中の教育税の規定内容をみれば、市町村と同一の区域であり法人たる区教育委員会は、毎年4月に翌会計年度（7月から翌年6月まで）の予定教育計画の費用に対する交付金の請求を含む予算を作成して、公開の討論会（公聴会）を開催し、区教育委員会はここで適正予算額の勧告を受けた後、文教局より交付予定の収入金額を差し引いた予算額を全教育区にわたり租税として賦課徴収することを市町村長に指令する。市町村長は、この金額を徴収すること及び当該会計年度内において区教育委員会の指示する時期にその金額を教育区の会計係に納入することを監督する責任を負うこと、また教育税は当該教育区内において公平に賦課し普通の市町村税と同様な方法でこれを徴収することが規定された（第5章教育区第2条）。なお、これらの職務の不履行の罪を犯した者は、解職、禁固などの罰則規定が挿入され（同章第7条）、市町村長に対しては厳しい内容であった。

以上の教育税に関する規定内容を一瞥してみても、税徴収の手続きについての概括的な説明に終始しており、したがって、当時、教育税担当の文教局職員が市町村長から詳細な説明を求

められても十分な回答ができなかったのは、当然である。そこで教育税に関する規定内容を盛り込んだ教育税法の整備が早急に求められた。1952年4月、教育税担当職員として糸満中学校教頭から文教局学務課主事に着任した石川盛亀は、教育税発足後間もなく、教育税に関する法律の立案に着手するよう上司より命を受け、市町村税法を参考にして教育税法に着手し条文をまとめあげたことを証言している。だが、石川が法的なアドバイスを求めた法務局法制課からは、「それ（教育税を指す一筆者）に関する資料が無いので、検討の余地がないとのことで、返却され」、教育税法は、結局、成立しなかった⁽¹¹⁾。

ところで布令第66号により創設された教育税制度は、1957年の教育法（布令第165号）の中でも規定され（第8節地方教育区の予算及び会計諸事項リ～カ）、翌年民立法として成立した沖縄教委法の中でも定められていた。これは、教育税制度が後述するような諸問題を抱えていながらも、理念上、教育財政の独立を志向する側面においては重要な意味を有していたことを示した。特に沖縄教委法に注目すれば、教育税についてそれを賦課徴収することを規定し（第45条）、続いて第46条では「教育区と区域を同じくする市町村の市町村税の納税義務者に対し、その年度の市町村税額を課税標準としてこれを課する」とした。但し、賦課徴収の委任事務（第47条）に関しては、市町村が教育税の徴収をし当該区委員会の指定する期日までにその会計係に納入しなければならない責任を規定した。これは、布令第66号と同様の内容となっており、また沖縄教委法においても課税対象が明確に定められているのではなく、必要に応じて徴収する建て前となっており、さらに、標準税率や制限税率もないために教育税の徴収そのものに歯止めがきかなかつた。それゆえ、住民の租税負担能力を越えた課税の可能性が当初からあった。以上のことから、民主的な手続きを経て成立した沖縄教委法においても教育税制度についての十分な議論と法整備がなされたのではなく、同制度をめぐる問題解決は先送りされたのである。

Ⅲ. 教育税制度をめぐる諸問題

1954年3月、教育税制度の導入について当初から時期尚早論を主張していた沖縄教職員会（屋良朝苗初代会長）は、文教局に対して、ア.教育税の廃止と本土に準じた義務教育費国庫負担法並びに公立学校教職員給与負担法の制定、イ.教育運営の最低限の必要経費を定めそれを政府負担とし執行は地区委員会の権限にするべきことなどを要求した⁽¹²⁾。教職員会がこれらの要求を文教局に突きつけたのは、①教育税の賦課徴収の方法に問題があること、また、②納税成績がはなはだ悪く、そのために教育の現場が非常に困窮していた状況を考えてからであった⁽¹³⁾。確かに、教育税徴収率の年次別推移をみれば、当初、60～70%台の徴収率であり決して高率で推移したとはいえないが（「表.教育税徴収率の年次別推移」参照）⁽¹⁴⁾、60年代に入ると徴収率は80～90%を示した。教育税廃止の1966会計年度は、93.6%まで徴収率が高まり、一見、住民の教育税に対する理解が定着したかに見えるが、実は様々な問題点が露呈していたのである⁽¹⁵⁾。

第一に、教育の内外的条件が整備されてくるにしたがい、財政需要の伸びがみられ、これを満たすための教育税課税額が上昇してきたことである。先述したように教育税には市町村税にみられる標準税率や制限税率が設けられていなかったため、教育費の需要の増大に伴って賦課額が教育区民の租税力を越えることが当然の現象として現われ、現実に租税力の低い教育区か

表. 教育税徴収率の年次別推移

年度	徴収率	年度	徴収率
1953	75.6 %	1960	81.7 %
1954	71.5 %	1961	82.8 %
1955	72.5 %	1962	83.0 %
1956	68.4 %	1963	86.3 %
1957	72.7 %	1964	87.7 %
1958	78.9 %	1965	90.4 %
1959	74.5 %	1966	93.6 %

らその矛盾が表面化した。1965年刊行の沖縄教職員会の実態調査は、住民負担に極度の不均衡を課す教育税の廃止を唱え、わずか地方教育区財政の1割強の教育税収入で教員給や教材、消耗品費、建築費、図書購入費などに支出され、したがって、日直や宿直手当の低額化、学校世話人や給食婦の給料の低額支給、政府の補助金の対象ではない宿直室や保健室、給食室、備品室などの施設に地域間格差が生じていると報告している。しかも租税能力の低い教育区が能力以上に教育税を負担しても標準に達していない状況がある、としている⁽¹⁶⁾。

第二に、教育税の賦課徴収は市町村に義務づけられているが、その徴収にかかる必要経費についての財政的措置が全く考慮されていないことであった⁽¹⁷⁾。

第三に、課税対象が明確化していないことからくる問題である。文教局の見解によれば、「非琉球人、商社員であっても市町村の納税者」であるから教育税の賦課徴収ができるとした。これに対して民政府は、「教育税は学校施設のために課されるものである。その学校を使用できない非琉球人にとっては問題のある税である。非琉球人・商社は中央の政府にも税を支払っており、その一部は教育区を維持するために使用している。学校維持のために区教育税のかたちで追加課税することは不公平である」としている⁽¹⁸⁾。こうした見解の対立がみられる中で、教育税の納税義務者に対する交付要求が却下される裁判所判決が出されたのである⁽¹⁹⁾。

第四としては、教育税の法的な問題である。教育税も租税の一種に他ならずしたがって租税の賦課は必ず法律によらなければならないとする租税法律主義が貫徹されるべきはずである。租税法律主義は、租税の種類及び賦課の根拠、納税義務者、課税物件、課税標準、税率等を法律により定めることを要求するものであるが、教育税に関しては納税義務者の規定（沖縄教委法第46条）のみで租税法律主義の要件が満たされていないことである。

第五としては、教育税徴収率そのものの問題である。確かに、先に確認したように徴収率は年次的にみれば上昇傾向をみせたが、当初は、

納税思想が十分理解されていなかったこと、教育税が新税であり重税であるとみられたこと、また児童生徒を持つ保護者のみが支払うべきとする住民の教育税に対する反発と不十分な理解をあげることができる⁽²⁰⁾。徴収率の低下は、結局、当該教育区の教育予算の困窮となって直接現れ、予算確保のためにPTAなどにもシワ寄せする傾向があると指摘された⁽²¹⁾。また、例えば、教育税導入後の教育予算の脆弱により、八重山地区では、高等学校の運営費負担の増大から琉球政府移管への陳情要請（1952年7月10日「八重山タイムス」）が出るなど、新制度導入の際には、混乱が続いた⁽²²⁾。

IV. 教育税制度存廃論とその結果

1. 教育税制度の存廃論

前章で検討したように教育税制度は法制度そのものの不備や住民への浸透の弱さも手伝って発足当初から難題を抱えたままの出発であった。当然各界から教育税制度見直しの声が強くなるが、なかでも市町村側は、教育税廃止と市町村税への一本化を要望し、これに対し教育委員会側は、教育の自主性を守るためには教育税の存続を主張し論争を繰り返した。以下、各々の主張を整理しておきたい⁽²³⁾。

まず琉球政府地方課は、教育税廃止を掲げ、市町村財政の一環として全住民の責任で運営されるべきものであるとした。なぜなら、第一に、先にみたように教育税は租税法律主義の要件を十分充たしたものではなく、また法律のなかに課税客体、課税標準や税率等の規定がないため、市町村間の不均衡があるとした。第二に、「受益関係の全くない外国人などの課税に問題があり、現に非協力者も多く、徴収に困難を極めている例が多い」からであるとした。第三に、教育税の賦課徴収の義務を市町村に義務づけ、一切の責任を市町村長に負わせるばかりではなく、必要経費については何らの措置もされていないこと、第四に、教育税の予算編成が需要の面のみの観点から作成されたものであるから、市町村税に比較して教育税の増加が著しく住民の負担能力の観点からも問題であるとした。市町村

会及び市町村議会議長会などの団体は、地方課の見解と同趣旨であり、先の教育税交付要求却下事例を教育税法の法的問題点として重大視し、また受益関係のない外国人や外国人商社に対する課税についても問題あり、とした。

教育税制度に対する厳しい見解がだされるなか、教育委員協会及び教育長協会などの団体は、教育税について市町村側から指摘されている点は早急に改善すべきであっても法の不備をもって廃止するのは早計であるとした。教育税導入時には難色を示していた文教局も教育税存続・推進の立場となり、次のような見解を明らかにした。①教育税の廃止と市町村税への一本化は重要な問題であり慎重に検討すべきものである、②教育税が租税法律主義を貫徹していないとすれば法の整備を図るべきであって税そのものの廃止をいうのはおかしい、③教育税を市町村税と一本化しても住民の負担が必ずしも軽くなるとは限らない、④教育税は、目的税的で徴収に問題があるとのことであるが、非琉球人や商社に対しても、当該市町村の納税義務者として教育税を課すべきである、⑤教育税についての住民負担の限度などの問題は検討の余地があり、市町村間のアンバランスについては、政府において財政調整措置が必要である、⑥教育税の賦課徴収を市町村長に義務づけているのは法による委任であって、市町村は、この他にも国や政府の事務を委任または委託されており、特に問題はない。また、教育委員会は不必要な予算要求（教育税）はしていない、とした。とりわけ、教育委員会側が教育区の財政権を市町村税と一本化することに反対している根本的な理由は、「教育区から財産権を失うことによって自主性をなくし教育が政治の介入によって追従させられることにならないか」、それがひいては「教育界内部への干渉となって教育人事問題に対する圧迫などで円滑な教育行政の運営が期せられなくなる」ことへの懸念であり⁽²⁴⁾、教育委員会が財政権を失うことは、教育の政治的中立の確保の観点からいえば、厳しい状況に陥ると考えたからである。

2. 教育税制度の廃止とその結果

困窮な教育財政の立て直しのためには、教育税制度を改善することが緊急の課題となっていたが、その案には、①同制度の欠陥のひとつである課税対象の不備にあるので新しい課税対象を設ける、②市町村の課税対象のうちのひとつを教育税に振り替える、③政府税のひとつを地方税に移行しこれを教育税に充てる、などがあった。文教局としては、教育区財政調整補助金制度を1963年度から構想し64年度から予算化をめざしたが、計画局・内務局が難色を示したため実現しなかった経過があった⁽²⁵⁾。そこで、1964年3月23日付の中央教育委員会会議では、文教局から教育委員会法の一部改正案（協議のための試案）が提出され、その論点は、教育税を廃止しその後の教育予算をいかにして確保するか、という点に向けられた。文教局は、地方教育財政のアンバランスを是正するために教育税を市町村税に繰り入れ、交付税の中に教育に関する費用も含めて交付することを要求したのであった⁽²⁶⁾。

結局、文教局は、教育行政の政治的中立性、自主性を堅持するためには法人格の存廃にはふれずに、財政制度の改善のみに止めるべきだとして政府案としての教育委員会法の一部改正案をまとめて立法院へ送付した。新教育財政制度案は立法院の審議を経て、1965年8月19日に可決成立し、1966年7月1日、1967会計年度から施行され、1953会計年度から施行された教育税制度は廃止されたのである。新制度によれば、区教育委員会は、教育区の歳入歳出予算（教育予算）の見積りを調整し、これを市町村長に送付（第45条の1）、市町村長は、調整した教育予算を議会に提出し（第52条の1）、議会の議決を経なければならないことになった（第45条の3）。また、市町村長は、市町村の議会において教育予算を議決したときは、教育費負担金の予算額に相当する金額を、7月、10月、1月、4月の4回に分けて教育委員会に交付しなければならない（第54条）とされた。

要するに、教育税は廃止されて市町村税に一本化され、市町村に対しては教育費分を含めた市町村交付税が交付されるようになり、教育区の財源は政府補助金を除いては主に市町村の教

育費負担金によってまかなわれるようになった。そのため、本来自主性をもつべき教育行政が、市町村長や議会への依存度を高め、政党政派の圧力が教育行政に対しても強く働く危険性が指摘された⁽²⁷⁾。それと同時に、地方教育委員会の自主性を失わせひいては教育の中立性をゆがめるものであるという声もあったが、貧弱な地方の教育財政の立て直しには必要との認識に立ち、法改正に踏み切ることになったのである⁽²⁸⁾。

V. 結 語

戦後日本の教育改革期において、教育行政改革の三原則である民衆統制・教育行政の独立・地方分権を財政的に支えるために、教育税を含めた地方教育財政の独立構想が議論されたが、1952年の義務教育費国庫負担法の成立により同構想は挫折したといわれ⁽²⁹⁾、米軍占領下の沖縄においてのみ実現をみせた。確かに、教育税制度は理念的には教育財政制度を支えるものとしてその機能を期待されたが、住民の教育税に対する理解の不十分さ、また法的整備の遅れにより必ずしも順調に運営されたのではなかった。しかしながら、制度運用上の課題を有しながらも、賦課徴収し教育行政を財政的に支えようとした理念は興味深いものであった。換言すれば、教育税制度は、沖縄の公選制教育委員会制度を財政的な側面から支えることにより、教育行政の運営において政治的中立を守るために貢献したものと解してよいだろう。教育税廃止により教育財政が市町村財政と一本化されたことにより、予算編成などの際、政党党派による政治的影響を少なからず受けたことも十分に予想されるが、この点については今後の研究課題のひとつとしたい。

<注及び引用・参考文献>

- (1) 1948年5月28日の沖縄民政府部長会議において、志喜屋孝信知事は、前日の27日、軍財政部に山城篤男文教部長、当銘由伸労務部長らと共に呼ばれ、「教育税を課したら如何と民政府でも案を考へられたい」と言われ、軍財政部から教育税の検討を勧められたことを報告している。沖縄県立図書館史料編集室編『沖縄県史料—戦後2—沖縄民政府記録1』沖縄県教育委員会、1988年、719～720頁。
- (2) 沖縄の公選制教育委員会制度の創設から廃止、それに続く復帰後の推薦制教育委員会制度の生成に至る経過については、拙稿「沖縄の教育委員会制度に関する研究（Ⅰ）～推薦制教委の生成・改正過程～」（沖縄教育学会『沖縄教育研究』第3号、1995年、所収）及び「同研究（Ⅱ）～公選制教委の成立と制度運用をめぐる諸問題の検討～」（沖縄教育学会『沖縄教育研究』第4号、1996年、所収）を参照されたい。
- (3) 沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』沖縄県教育委員会、1977年、46頁。
- (4) 同上書、55頁。
- (5) 『文教審議委員会会議録』沖縄県立公文書館所蔵、資料コードなし。
- (6) 沖縄県教育委員会編、前掲書、101頁。
- (7) 各群島文教部長会で特に議論となった点は、①中央教育委員の任命制であり、②地方教育委員会設置の公選制教育委員会制度であった。各文教部長は、①に関しては公選制を主張し、②については「教育の地方分権の建前から理念的には賛成だが、沖縄の現状には即せず時期尚早である」「教育地区の細分化はますます教育財政を貧困化し弾力を失わせる」「人事管理の面でも必ず行きづまりがくるし、指導行政の面でもかえって不便になる」と反論した（屋良朝苗編著『沖縄教職員会16年—祖国復帰・日本国民としての教育をめざして—』労働旬報社、1968年、32頁）。
- (8) 同上書、33頁。
- (9) 沖縄県教育委員会編、前掲書、107頁。
- (10) 同上書、107頁。
- (11) 文教友の会編『戦後沖縄教育の回顧録—文教局思い出の記—』文教友の会、1993年、57～58頁。これまで当時の教育税担当職員の手記・証言は皆無に等しく、石川盛亀の述懐は貴重である。少し長いが収録し

ておきたい。「(前略) 当時、教育税というものがあつた。この税目は教育という目的のために徴収されるもので、一種の目的税としての性格を有し、戦前・戦後の日本にもない、なじみの薄いものであつた。(中略) 市町村の教育費については、教職員の給与費と校舎建築費を除いて、他の教育費は総べて、この税によって賄われることになっていたので、どうしても徴収しなければならないものであつた。ところがこの税制については、全くはじめてのことであり、住民への理解徹底度も日が浅いことから、市町村では、一般に人氣が悪く、悪税呼ばわりされ、徴収成績も香ばしくなかつた。時、たまたま、全琉市町村長の集會があり、文教局の一職員として席上に呼ばれて教育税について説明を求められ、苦しまぎれに答弁をし、一応の責任を逃れたことがあつたが、このような苦境に陥らされること、その後も度々あつた。折も折、さらに難問が上司から課された。それは、『直ちに教育税法をつくれ』との難題だつた。ところで、租税に関しては、一切切、財政当局の責任であり、文教局本来の業務からいっても、たとえ教育税とはいえ、建前上、制定すべきものとは思えないと反問もしたかつたが、上司の命は如何ともし難く、一応着手することにした。しかし、實際は全く途方に暮れるばかりで、毎日が苦惱の連続だつた。それは、戦前・戦後の日本や沖縄の税制にこれまでなかつただけになじみが薄く、その上、何処を探しても、それに関する資料が見つからず、それに、私自身、税法に関しては知識が皆無だつたからである。やむなく、市町村税法を参考にして、私なりの考えを何カ条かの条文にまとめあげ、法務局法制課の指導を仰いだ。ところが向こうにも、それに関する資料が無いため、検討の余地が無いとのことで、返却されたことがあつた。(後略)」

- (12) 福地曠昭『教育戦後史開封 — 沖縄の教育運動を徹底検証する』閣文社、1995年、123頁。沖縄教職員會『要請決議集録』19

66年4月、10頁。

- (13) 屋良朝苗編著、前掲書、34~35頁。
 (14) 本文中の表は、沖縄市町村三十年史編集委員會編『沖縄市町村三十年史—上卷—通史編』沖縄市町村三十年史編集委員會、1983年、376頁をもとに作成した。参考までに教育税と市町村税の徴収率を比較した資料があるが、それによると市町村税徴収率は、1956年(64.6%)、57年(78.1%)、58年(77.6%)、59年(78.4%)、60年(88.8%)となつており(琉球政府文教局調査広報室『第6回教育財政調査報告書(1960会計年度)』1962年7月、56~59頁)、この資料から判断する限り、教育税徴収率そのものが極端に低いとは言えない。なお、徴収率の低迷を打開するという名目により、各地区教育長は申し合わせて1956年6月から「教育税完納運動」を展開したことを記しておく。
 (15) 沖縄市町村三十年史編集委員會編、同上書、376~377頁。
 (16) 福地曠昭『戦後20年・教育の空白—本土と沖縄の比較—』沖縄教職員會、1965年、99~100頁。
 (17) 文教局調査広報課「教育財政関係資料」資料コードR00095079B(沖縄県公文書館所蔵「琉球政府文書」)。教育税の賦課徴収に関連して、第6回・第7回の定例・文教社会委員會(1955年6月2日)においては、次のような審議が行われた。出席した新垣金造(民主党)委員は、「教育行政、教育財政の独立という面から、教育税の徴収も教育区で行なうべきだ」と主張したが、答弁した桃原亀郎委員長(社大)は、「ハーネス氏はアメリカの例等引いて、財政の合理的な運用という点から見ても市町村で徴収した方がよい……もし教育区で税の徴収を行なうなら、徴税官を相当増やさねばならなくなる」などと答えた。上沼八郎『沖縄教育論』南方同胞援護會、1966年、170頁。
 (18) 文教局調査広報課、同上書。
 (19) 同上書。同「資料」によれば、教育税の

交付要求の却下について次のように記されている。「某町において、教育税の納税義務者が、その納付を怠ったので滞納処分をなし、市町村税と同様に、執行裁判所に対し、徴収金の交付要求をなしたところ、教育税については、租税徴収法の当該規定が適用されないとして交付要求を却下された」とある。

- (20) 島袋哲「琉球教育法（布令第66号，165号），民立法による教育委員会法と教育税（報告Ⅱ）」（『琉球大学教育学部紀要』第23集第1部，1979年，242～243頁）。
- (21) 琉球政府文教局『琉球史料』第3集（教育編），那覇出版社，1988年，171頁。
- (22) 戦後八重山教育の歩み編集委員会編『戦後八重山の歩み』石垣市・竹富町・与那国町教育委員会，1982年，337頁。
- (23) 沖縄市町村三十年史編集委員会編，前掲書，360～361頁。
- (24) 『沖縄年鑑』沖縄タイムス社，1964年，218頁。
- (25) 計画局・内務局の見解によれば，教育税には税法がなくしたがって税率が示されていないため，補助の算定のしようがないからだとした（同上書，218頁）。
- (26) 琉球政府文教局調査広報課『文教時報』NO.86，1964年5月，47頁。
- (27) 『沖縄年鑑—復帰特集号』沖縄タイムス社，1972年，493頁。
- (28) 『沖縄年鑑』沖縄タイムス社，1966年，193頁。
- (29) 日本教育法学会編『教育法学事典』学陽書房，1993年，151頁。
（沖縄県具志川市立具志川小学校）